

生活保護裁判

東京地裁行政専門部で3勝 国が依拠する最高裁判例解説 を書いた岡田裁判長も

引き下げは違法と断罪 デフレ調整を違法！

岡田裁判長は生活扶助相当CPIに基づき主張する「4.78%の可処分所得の相対的・実質的增加」につき、「保護受給世帯の可処分所得の相対的、実質的な増加を正確に表すものであるとはいいい難く、また、保護受給世帯に影響した実際の物価変動率よりも下落幅が大きく算出されている可能性が無視し得ない程度に高い」として違法としました。

「生活扶助相当 CPI(CPIとは消費者物価指数のこと)」とは、厚労省が生活保護基準を引き下げるために勝手に考え出した消費者物価指数のことです。

行政訴訟が 地裁で18勝は異例の事態

生活保護裁判は全国の32の地方裁判所に訴訟が提起され、これまでに18の地方裁判所で原告が勝訴しています。とりわけ2022年5月の熊本地裁以後は17勝3敗と原告側が圧勝し、行政訴訟ではかつてない勝率となっています。高齢の原告も多く、この十年のたたかひのなか亡くなる原告も少なくなく、国の責任で早期解決が求められています。

「デフレ調整」の決定的間違い

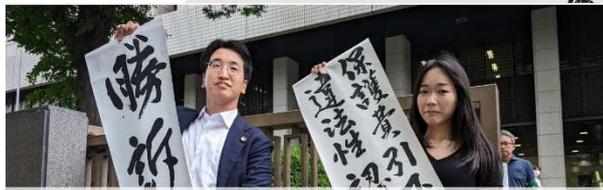
「普及率」=「購入率」

国は「生活保護受給世帯においても、テレビやパソコン等の教養娯楽用耐久財は一般世帯と同様に普及している」ので「生活扶助で購入することも十分予想される」と主張しています。しかし「持っていること」と「買う」こと、「買い換えられる」こととは全く違います。

2011年の地デジ化を前に、日本中でTVの買換えがあり、2010年には2,500万台が販売され、価格も大幅に下がり、国は保護世帯も買い替えたことにしましたが、この時は総務省の地デジチューナー配布で、生保世帯での買い替えはわずかでした。

しかもこれだけだと下落率は2.8%にしかありませんが、厚労省は2010年のウエイト(支出割合)を2008年にも適用した結果、生活保護世帯は2008年にもTVを買ったことになりました。その結果、生活扶助CPIの下落率を2%も増やした4.78%にしました。

これが厚労省の作った生活扶助CPI(物価指数)です。まさに物価偽装です。全国17の地方裁判所と名古屋高等裁判所がこのデフレ調整を違法としました。



東京地裁(行政訴訟専門部)で3連勝

2024年6月13日
地裁判決28例のうち17例目の勝訴

勝訴	敗訴	未決
17	11	0

そうすると、デフレ調整として生活扶助基準を4.78%引き下げることにした厚生労働大臣の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法というべきであるから、デフレ調整をその内容として含む本件改定は、生活保護法3条及び8条2項に違反し、違法である。

したがって、本件改定の違法を理由としてされた平成25年変更決定は、違法なものとして取消しを免れない。

5 結論
以上によれば、原告の請求は、理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部
裁判長裁判官 岡田幸人
岡田幸人



(注)平均単価はBCN調べ。液晶、プラズマ、有機ELを合わせた税抜き単価。出荷台数はJEITA

生存権裁判を支える東京連絡会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-51-2 大塚斎藤ビル1階
電話 03(5960)0266 FAX 03(5960)0268

いのちのとりで裁判(生活保護基準引き下げ違憲訴訟)控訴審での 公正な審理・判断を求める要請書

食料品や電気代などの諸物価が高騰し、国民の暮らしを直撃しています。生活保護基準はナショナル・ミニマムとしての役割を持ち、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、国民健康保険料や医療費等の減免の基準の基にもなっています。

厚生労働省は、2013(平成25)年8月から2015(平成27)年4月までの1年9ヶ月間に過去最大の生活保護基準の大幅な引き下げ(平均で6.5%、最大で10%、削減額670億円)を行い、生活保護利用者の96%の世帯が削減の影響を受けました。

生活保護利用者は、「食事の回数や惣菜の量を減らす」、「風呂の回数を減らす」、「友人などとの付き合いを減らす」など、厳しい生活がさらに厳しくなり、人間らしい生活を希望する前向きな気持ちを奪われ、憲法25条が国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害されています。

生活保護基準引下げの違法性を問う「いのちのとりで裁判」では、いわゆる「はっさく訴訟」の原告勝訴判決(2022年6月24日、清水知恵子裁判長)に続き、個人訴訟の判決(2024年5月30日、岡田幸人裁判長)、新生存権裁判東京訴訟の判決(2024年6月13日、篠田賢治裁判長)と、東京地方裁判所ではいずれの判決においても原告が勝訴し、東京高等裁判所に控訴され、第8民事部及び第11民事部に係属しています。

東京高等裁判所におかれましては、原告の実情や状況を踏まえ、徹底した審理の中で、公正な判断を下されることを強く要請します。

お名前	ご住所
	都道 府県

※この署名は、憲法16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、署名提出以外の目的では使用しません

【呼びかけ団体】 はっさく訴訟を支援する会
生存権裁判を支える東京連絡会

【連絡先】 生存権裁判を支える東京連絡会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-51-2
大塚斎藤ビル1階
電話 03(5960)0266 FAX 03(5960)0268